

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025 年 9 月 30 日
【発行者の名称】	株式会社D&I (D & I, I n c.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 小林 鉄郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目 3 番地
【電話番号】	(03)5577-6100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 谷口 真市
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社D&I https://dandi.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2023年6月	2024年6月	2025年6月
売上高 (千円)	623,104	723,224	748,759
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	30,111	12,502	△46,289
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	21,522	8,984	△30,534
純資産額 (千円)	48,852	57,837	82,302
総資産額 (千円)	332,975	372,442	469,665
1株当たり純資産額 (円)	16.28	19.28	26.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	7.17	2.99	△9.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.7	15.5	17.5
自己資本利益率 (%)	56.5	16.8	△43.6
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	43,619	8,016	△53,361
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△8,160	△361	△13,392
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△20,801	36,621	133,045
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	162,643	206,919	273,210
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	64 (41)	70 (38)	84 (35)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第14期は潜在株式が存在しないため、第15期は潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。また、第16期は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、第14期及び第15期は当社株式が非上場であるため、また、第16期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 当社は、2024年10月11日付で普通株式1株につき10株に分割しております。そのため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

7. 従業員数は期中の平均就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイム、人材会社からの派遣社員を含む)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第15期(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表についてオリエン特監査法人の監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第16期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)の財務諸表についてオリエン特監査法人の監査を受けておりますが、第14期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、2009年8月に東京都新宿区市谷台町において障害者雇用支援事業を目的として設立いたしました。当社の設立以降、係る経緯は以下の通りであります。

年月	事項
2009年8月	障害者雇用支援事業を目的として株式会社D&Iを東京都新宿区市谷台町に設立
2012年4月	本社を東京都新宿区住吉町に移転
2012年4月	東京都新宿区住吉町にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズ新宿本教室」を開設
2014年3月	神奈川県川崎市川崎区にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズ川崎教室」を開設
2014年3月	有料職業紹介（13-ユ-306397）を取得
2014年4月	本社を東京都港区芝に移転
2014年4月	求人サイト「BABナビ」を開設
2014年4月	人材紹介サービス「BABナビエージェント」を開始
2015年4月	東京都大田区蒲田にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズゆめ気球教室」を開設
2015年8月	大阪府大阪市阿倍野区にて放課後等デイサービス「テラコヤキッズ阿倍野教室」を開設
2016年10月	東京都大田区蒲田にて就労移行支援「ワークイズ」を開設
2017年1月	プライバシーマーク（Pマーク）を取得（登録番号：21001220(04)）
2017年4月	障害者定着支援サービス「ワクサポ」を開始
2017年4月	中高生向け仕事体験「テラジョブ」を開始
2018年7月	テレワーク型障害者雇用支援サービス「エンカク」を事業化
2018年12月	本社を東京都千代田区神田錦町に移転
2019年6月	人材紹介サービス「BABナビエージェント」を「DIエージェント」に変更
2019年8月	障害者テレワークシステム「エンカククラウド」をリリース
2020年1月	大阪府大阪府中央区にて大阪営業所を開設
2021年6月	創業者 代表取締役 杉本 大祐 逝去。取締役 小林 鉄郎が代表取締役に就任
2021年12月	山口県岩国市にサテライトオフィス「エンカクサテライト岩国」を開設
2022年3月	障害者定着支援サービス「ワクサポ相談窓口」を開始
2024年8月	ISMS（ISO／IEC27001）認証を取得（認証番号：GIJP-1411-IC）
2025年2月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場

3【事業の内容】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「BEYOND ALL BORDERS」の理念のもと、「誰もが挑戦できる社会をつくる」を当社が果たすべき使命としてミッションに、「義務から戦力へ、人生に選択肢を」を社会及び顧客に提供する価値としてバリューに掲げ、会社経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「障害者雇用・教育のインフラカンパニー」として、中長期的な企業価値の最大化に取り組むため、「潜在労働者層の戦力化プラットフォームを構築し、日本の社会課題を解決する」を中長期的に目指す先としてのビジョンを定めております。

障害者の採用におけるマッチングプラットフォームサービス、障害者の定着支援に関する定着プラットフォームサービス、障害者の教育サービスを主力サービスと位置付けております。

(3) 事業の内容

当社は障害者領域において、障害者雇用支援教育事業（マッチングプラットフォームサービス、定着プラットフォームサービス、教育サービス）を行っております。なお、当社は、障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメントを構成するサービス別に記載をしております。

① マッチングプラットフォームサービス

<人材紹介サービス：DI エージェント>

障害者求職者と企業とのマッチングを促進し、適切な人材の採用と雇用を支援する人材紹介サービスを行っております。企業の求人情報と求職者の履歴書・職務経歴書情報をデータベース化し、双方のニーズに対して最適なマッチングを行っております。求人企業の要件と求職者のスキルや経験を詳細に分析し、最適な候補者を紹介することで、効率的かつ効果的な採用活動を支援しております。

<求人サイト：BAB ナビ>

障害者求人に特化した就職・転職の求人サイト BAB ナビを運営しております。

BAB ナビは約 2,000 件以上の障害者求人を掲載しております。BAB ナビ上で求人に直接応募し、就職されるケースもありますが、BAB ナビ登録後に人材紹介サービスの DI エージェントに求職登録される方もおり、求職者のスキルや経験、ニーズを加味し、適切なサービス提供を行っております。

② 定着プラットフォームサービス

<テレワーク型障害者雇用支援サービス：エンカク>

「エンカク」は、当社が障害者テレワーク雇用の“前・中・後”をトータルでサポートするサービスです。採用前は、当社が企業に対し、障害者がテレワークで行う業務の業務構築コンサルティングを実施します。その後、テレワーク勤務を希望する障害者をマッチングし、人材紹介サービスにて採用支援を行います。採用後は当社スタッフと、当社が開発した障害者テレワーク雇用管理システム「エンカククラウド」にて、障害者の定着支援・戦力化支援を行います。

<障害者定着支援サービス：ワクサポ>

企業で就業する障害者に対して定着支援に関する面談サービス「ワクサポ」を実施しております。産業カウンセラー等の資格を有する当社スタッフが月 1 回障害者と面談を実施し、現状と課題についてレポートを作成し、フィードバックを行います。

また、企業の障害に関する外部相談窓口サービスを行っております。障害者だけでなく、共に働く健常者の方からも相談を受け付け、その後に個別面談を実施する場合は従量課金で料金が発生するモデルになっております。

<障害者雇用コンサルティングサービス>

障害に関する理解研修や、業務切り出し・構築や特例子会社設立コンサルティング、障害者雇用に関するアドバイザー業務、採用代行業務など、企業の課題・ニーズに合わせた各種障害者雇用コンサルティングを実施しております。

また、企業に対する障害者雇用コンサルティングノウハウが評価され、自治体に対する受託業務も一部行っております。県内の障害者雇用を促進させるためのガイドブック作成（鳥取県からの受託）や、障害者のテレワーク就業を促進させるためのイベントやガイダンス実施業務（厚生労働省からの受託）などの実績があります。

<就労移行支援：ワークイズ>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスである就労移行支援「ワークイズ」を運営しております。18歳以上の障害者を対象としたサービスで、就職に向けたビジネストレーニングを提供しております。就職に必要な知識や情報の提供や、障害に対する自己理解・自己受容などのサポートを行っております。当社はテレワーク型障害者雇用のノウハウがあるため、テレワークでの訓練利用及び、テレワークでの就職サポートも提供しております。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスである就労定着支援「ワークイズ」も運営しております。就職後に就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように支援することが目的です。就職後に生じた課題（悩みやトラブル）に対して、就労定着支援員が障害者本人と会社を仲立ちし、相談や助言など必要な支援を行います。就職後6か月までは就労移行支援で定着支援を受けられるため、就職後7か月目から最長3年間（就職後3年6か月まで）利用することができます。

③教育サービス

<放課後等デイサービス：テラコヤキッズ>

児童福祉法に基づく障害福祉サービスである放課後等デイサービス「テラコヤキッズ」を4教室で運営しております（新宿本教室、ゆめ気球教室、川崎教室、阿倍野教室）。放課後または休日に、障害のある小中高生を対象とした通所型療育支援を行っております。

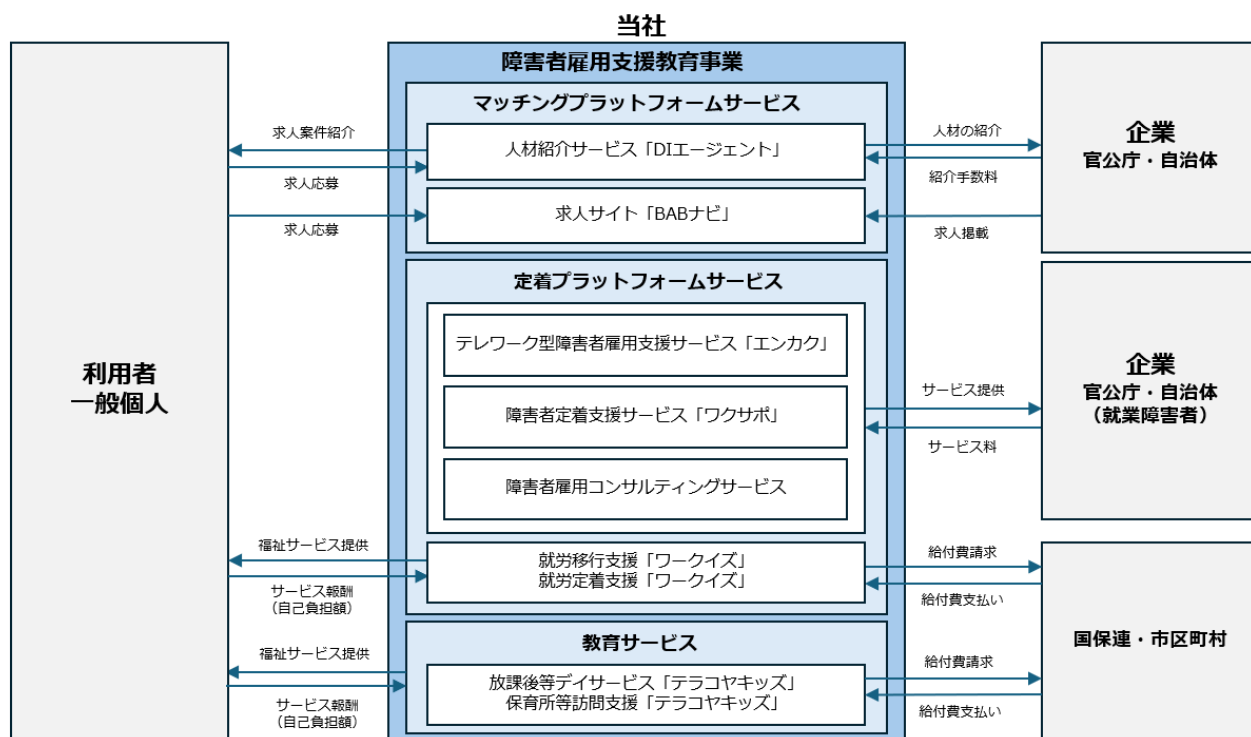
1人ひとりの障害特性に合わせた支援を行い、お子様の「将来に向けた自立」を支援しております。また、当社が行っている障害者雇用サービスのネットワークを活用し、お仕事体験を企画しております。取引先企業にご協力をいただき、お子様が企業に訪問する仕事体験を実施しております。

また、児童福祉法に基づく障害福祉サービスである保育所等訪問支援「テラコヤキッズ」を1教室で運営しております（川崎教室）。障害のある子どもが保育所や学校などで集団生活を送るための支援を行うサービスです。支援員が集団生活の場に訪問し、児童及びスタッフへの支援を行います。

（就労移行支援及び就労移行定着支援、放課後等デイサービスの事業所一覧）

名称	住所	事業	開所年月
ワークイズ	東京都大田区蒲田 5-18-5 第24 下川ビル 501	就労移行支援	2016 年 10 月
		就労定着支援	2020 年 10 月
テラコヤキッズ 新宿本教室	東京都新宿区住吉町 2-10 ソフィア M ビル 3F	放課後等デイサービス	2012 年 4 月
テラコヤキッズ ゆめ気球教室	東京都大田区蒲田 1-25-7 グレードワン・ヒラタ 1F	放課後等デイサービス	2015 年 4 月
テラコヤキッズ 川崎教室	神奈川県川崎市川崎区中島 2-1-3 クレスト HY102	放課後等デイサービス	2014 年 4 月
		保育所等訪問支援	2021 年 11 月
テラコヤキッズ 阿倍野教室	大阪府大阪市阿倍野区三明町 2-11-22 阿倍野カルチュエ美章園 101	放課後等デイサービス	2015 年 8 月

以上の説明を事業統計図によって示すと下記ようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
84 (35)	34.5	3.6	4,165

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイム、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進む中で、緩やかな回復基調にあります。世界的なインフレや金融引き締め、地政学的なリスクの高まりなど、依然として不透明な状況が続いております。不安定な国際情勢や為替変動リスク、資源価格の動向など、先行きについては不透明な要素も多く、中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。

障害者雇用関連では、社会全体で多様性と包摂性が重視されるようになってきております。障害者雇用支援、就労移行支援事業、放課後等デイサービスは、こうした社会的背景の中で重要な役割を果たしており、政府の支援策強化や法整備の進展に伴い、各分野での需要が高まっております。

このような環境のもと、「BEYOND ALL BORDERS」を理念に、「誰もが挑戦できる社会をつくる」を当社が果たすべき使命としてミッション、「義務から戦力へ、人生に選択肢を」を社会及び顧客に提供する価値としてバリューに掲げ、会社経営の基本方針としております。

障害者領域において、障害者雇用支援教育事業（マッチングプラットフォームサービス、定着プラットフォームサービス、教育サービス）を行っており、「潜在労働者層の戦力化プラットフォームを構築し、日本の社会課題を解決する」を中長期的に目指すビジョンと定め、営業活動を行ってまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 748,759 千円（前年同期比 3.5%増）、営業損失 50,883 千円（前年同期は 6,632 千円の営業利益）、経常損失 46,289 千円（前年同期は 12,502 千円の経常利益）、当期純損失 30,534 千円（前年同期は 8,984 千円の当期純利益）となりました。

なお、当社は障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して 66,290 千円増加し、273,210 千円となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、53,361 千円の支出（前年同期は 8,016 千円の収入）となりました。収入の主な内訳は、減価償却費 9,866 千円、賞与引当金の増加額 3,020 千円、支出の主な内訳は、売上債権の増加額 8,738 千円、利息の支払額 4,606 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、13,392 千円の支出（前年同期は 361 千円の支出）となりました。支出の内訳は、無形固定資産の取得による支出 13,392 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、133,045 千円の収入（前年同期は 36,621 千円の収入）となりました。収入の内訳は、長期借入金による収入 155,000 千円、株式の発行による収入 55,000 千円、支出の内訳は、長期借入金の返済による支出 76,955 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

売上	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	前年同期比 (%)
マッチングプラットフォームサービス (千円)	282,223	92.0
定着プラットフォームサービス (千円)	337,128	111.5
教育サービス (千円)	129,408	113.5
合計	748,759	103.5

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
東京都国民健康保険団体連合会	81,676	11.3	93,926	12.5

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

（１）提供サービスの品質向上

当社が提供する障害者雇用支援教育事業は、お客様や利用者の課題・ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持・向上が重要な課題であると認識しております。そのため、社外専門家による担当者への助言機会の確保や、担当者によってサービスの質に偏りが生じないよう、チーム内だけでなく全社内でも適宜ノウハウ共有および発信を行っております。加えて、AI 技術の活用により、利用者の状況やニーズの分析精度を高め、より個別性の高い支援の提供を可能にすることで、サービスの質のさらなる向上を図ってまいります。

（２）営業体制の構築・強化

当社が提供するマッチングプラットフォームサービスおよび定着プラットフォームサービスは、いずれも企業を顧客とするものであり、これらの共通顧客との関係性をより強固なものとし、事業の成長を加速させるためには、営業体制の構築・強化が重要な課題であると認識しております。具体的には、営業活動の効率化と提案力の向上を図るとともに、顧客情報の一元管理やデータ活用による営業機能の高度化を推進してまいります。これにより、顧客ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とし、サービスの品質向上と継続的な収益基盤の強化を目指します。

（３）人材の確保と育成

当社の障害者雇用支援教育事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。継続して事業を拡大し、安定的な利益を確保するため、引き続き、人員計画に基づいた優秀な人材の積極的な採用に努めるとともに、サービスごとの教育育成プログラムの策定、公正公平な人事制度の構築や、より良い労働環境の整備などの取組みをさらに強化・充実させてまいります。

（４）Web マーケティングの強化

当社のマッチングプラットフォームサービスは競合他社が比較的多く存在し、企業及び障害者の求職者獲得が重要であると認識しております。競合他社と比較して当社のサービスをより多くの顧客に届けるためには、徹底的なマーケティング戦略の施策・施行が求められます。障害者雇用の課題解決に関する事例や障害者の就職に関する記事を発信し、顧客が求める情報提供に努めることで SEO 対策を強化してまいります。また、Google リスティング広告等の Web 集客は引き続き当社マーケティングの柱として行いつつ、その他の Web 集客方法の模索と確立を行ってまいります。そして、マッチングプラットフォームサービスでの集客ノウハウを定着プラットフォームサービス及び教育サービスにも活用し、会社全体の Web マーケティングを強化することで、当社の安定的な経営基盤の土台作りを、より緻密に、そしてスピーディーに取り組んでまいります。

（５）関係法令の遵守と内部管理体制の強化

当社の障害者雇用支援教育事業における人材紹介サービスや障害福祉サービスは、職業安定法や障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっております。当社は関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、コーポレート部門の人材採用、内部監査の実施、情報セキュリティの強化などを通じて、内部管理体制の強化を図っております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制を一層整備してまいります。

（６）財務基盤の強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、継続的な財務基盤の強化が課題の 1 つと認識しております。現状、ソフトウェアに計上するシステム開発を一定程度行っているものの、現時点において、新た

な資金調達を前提とする大規模な設備投資を必要とする状況にはありません。しかしながら、将来の事業機会を確実に捉えるためには、大規模な設備投資等による資金需要が発生する可能性も想定しており、経営における外部環境の変化からの影響を最小化することも含め、手元資金の積み増しは必要であると考えております。

現在のところ資金繰りに懸念はありませんが、将来の収益計画を着実に達成することで手元資金を積み増し、財務基盤の強化を進めるとともに、金融機関からの適切な借入も行うことで、本課題に取り組んでいく方針であります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制に関するリスク

・法定雇用率

当社事業は、民間企業等における障害者の法定雇用率（障害者雇用促進法で規定）との関係性が強く、法定雇用率は今後引き上げられる傾向にあります。法定雇用率の変化や障害者の求職動向等、企業の障害者雇用を取り巻く環境が変化した場合には、当社の事業及び業績は影響を受ける可能性があります。

特に法定雇用率は2021年3月に2.3%、2024年4月には2.5%に引き上げられ、2026年7月には2.7%への引き上げが決定しております。この2.3%から2.7%への2回の引き上げにより新たに11万人以上※の障害者の雇用が生まれる可能性があり、当社のサービスに対するニーズも高まることが想定されます。法改正を含む業界動向・環境変化については情報収集等を積極的に行い、事業戦略を策定しておりますが、今後の法改正等によって法定雇用率の引き上げが中止された場合や、雇用義務そのものがなくなった場合には、当社の事業及び業績は影響を受ける可能性があります。（※令和5年障害者雇用状況の集計結果の民間企業における算定基礎労働者数2,752万人に0.4%を乗じて計算）

・人材紹介サービス

当社の主たるサービスであります人材紹介サービス「DI エージェント」は、職業安定法に基づき、有料職業紹介事業として厚生労働大臣の許可を必要とします。当社は、初めて許可を受けた2014年3月から継続して更新をしており、現在は2027年2月28日の間での許可を受けております。従いまして、当該サービスの運営に関して、現在は同許可の継続に支障をきたす要因は発生していませんが、将来的に職業安定法第32条の9に定められた欠格事由等が判明した場合には、許可の取消、業務停止命令または業務改善命令の対象となるおそれがあり、それが当社の事業運営に大きな支障をきたす結果、業績に大きな影響を与える可能性があります。

許可の名称	所轄官庁等	許可の内容	有効期限	主な取消事由
有料職業紹介事業許可	厚生労働省	有料職業紹介事業の許可 許可番号 13-ユ-306397	2027年2月28日 (以後5年ごとに更新)	次のいずれかに該当したとき（職業安定法第32条の9第1項）（イ）法第32条各号（第5号から第8号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。（ロ）法若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。（ハ）法第32条の5第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

・障害福祉サービス

当社の障害福祉サービス「ワークイズ」「テラコヤキッズ」は、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」「児童福祉法」の法規制の適用を受けております。当社では、法令・諸規則遵守の強化を図るため内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。また、3年ごとに実施される障害福祉サービスの報酬改定にて下方の改定が行われた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

障害福祉サービスの各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。現時点において、当社の運営する障害福祉サービス事業所に指定取消や営業停止は発生してはおりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社の提供するサービスに必要な指定・許可は、以下の通りです。

許可の名称	所轄官庁等	許可の内容	事業所	有効期限 (6年ごとに更新)	主な取消事由
障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス	東京都	就労移行支援	ワークイズ	2028年9月30日	障害者総合支援法第50条各号いずれかに該当したとき
		就労定着支援		2026年9月30日	
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業	東京都	放課後等デイサービス	テラコヤキッズ 新宿本教室	2030年3月31日	児童福祉法第21条の5の24各号いずれかに該当したとき
			テラコヤキッズ ゆめ気球教室	2027年3月31日	
			テラコヤキッズ 阿倍野教室	2027年7月31日	
			テラコヤキッズ	2026年2月28日	
	川崎市	保育所等訪問支援	川崎教室	2027年10月31日	

（２）人材の確保について

当社の事業における重要な要素の一つは人材の確保・定着であります。また、障害福祉サービスにおいては障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められているため、今後の事業展開に応じた優秀な人材の持続的な確保及び育成が必要となっております。現在、優秀な人材の確保・定着のため、就業環境の整備・向上や社内のコミュニケーションを円滑化するためのツールの活用等の各種施策を実施しておりますが、今後雇用情勢の変化などにより顧客ニーズに適合した人材が確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（３）個人情報の保護について

当社では、求職者の氏名、住所などの情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、求職者からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（４）競合について

当社が提供する障害者雇用支援教育事業は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間では構築することは難しいと考えます。しかしながら当会計年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 自然災害による影響について

当社は、東京都、神奈川県、大阪府、山口県内に本社及び事業所を有しております。これらの拠点が地震や津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、企業及び就業者、求職者の活動が停滞する可能性や、障害福祉サービスの利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 拠点における事故について

当社では拠点の運営に関し、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の体制で臨んでいると考えております。しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、顧客の流出や指定取消し等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 有利子負債について

当社では、事業拡大のための資金を金融機関からの借入などにより調達しておりますが、外部借入への依存度が2025年6月30日現在、負債純資産合計の65.98%と高くなっており、急激な金融情勢に変化がある場合や、計画通りに資金調達が出来ない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 訴訟について

当社は、本発行者情報公表日現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟・紛争には関与しておりません。しかしながら、利用者が事業所を利用している際の事故等や、当社が販売したシステムに対するクレーム等を起因とする訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社代表取締役である小林鉄郎は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。当社では組織規模の拡大に応じた権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 風評等の影響について

当社の事業は、顧客やその家族に加えて、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、又は地域社会の住民の皆様との連携の元に成り立つものであると認識しております。当社の従業員には、企業理念、ビジョンを浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 内部管理体制の構築・拡充について

当社は、小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。

今後の事業拡大に応じて、経営者を含め従業員全員がそれぞれの役割を理解し、業務の有効性と効率性、

財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守を目的にその役割に応じた適切な行動を取り、経営環境の変化に迅速に対応できる内部管理体制の構築・拡充を重点事項として取り組む方針ですが、今後急速に会社規模が拡大し、規模拡大に応じた十分な内部管理体制ができなかった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報システム障害について

当社は、定着プラットフォームサービスにおいて独自の障害者定着支援クラウドシステム「エンカククラウド」を提供しております。サーバーダウン等のシステム障害が生じた場合には、バックアップ等による復旧等の対策をとっておりますが、当該システム障害が長期にわたる場合には、利用者等へ支援サービス提供が困難になり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社は、提供する各種サービスにおいて、特許権や商標権など他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように細心の注意を払っております。しかし、万が一、他者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社は多額の損害賠償を負うリスクがあります。同時に、当社が保持する知的財産権の保護にも努めておりますが、これが第三者に侵害され、適切に把握や対処ができない場合、当社の業績や信頼に悪影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクへの対策として、知的財産管理体制を強化し、定期的な監視と迅速な法的対応を行うことで、企業価値の保護に努めております。

(15) 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、将来の経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、これまでのところ、配当の実施実績はありません。現状では財務体質の強化と、優秀な人材確保と人材育成に必要な内部留保の充実を優先し、事業の適切な成長を進めることにより企業価値の向上並びに株主価値の増大による株主への還元を進めております。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(16) 季節変動について

当社の売上高及び営業利益は、特に人材紹介サービスにおいて、障害者法定雇用率の影響により 12～2 月、4～6 月に集中する傾向に伴う季節的変動があり、第 3 四半期及び第 4 四半期の売上高及び営業利益が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。同時期に何らかのビジネス阻害要因が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、特定のサービスや顧客に依存することがないよう販売先を拡充するとともに、収益の季節的変動の影響を受けにくいサービスの強化を図っていく方針であります。

(17) 新株予約権による株式価値の希薄化について

当社は、企業価値の向上を目指す経営を意識することや、役職員インセンティブを高めることを目的として、役職員に新株予約権を付与しております。新株予約権について行使が行われた場合には、当社の 1 株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は 155,750 株であり、発行済株式総数 3,110,000 株の 5.01%に相当しております。

新株予約権に関する詳細は「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」をご参照下さい。

(18) J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役決議に基づき、2023 年 6 月 28 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。

当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限り）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこ

れら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないといふ乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いといふ乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害

するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は 387,052 千円となり前事業年度末に比べ 77,066 千円増加しました。これは、現金及び預金が 66,290 千円、売掛金が 8,738 千円増加したことが主な要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は 82,613 千円となり前事業年度末に比べ 20,156 千円増加しました。これは、繰延税金資産が 16,913 千円増加したことが主な要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は 173,482 千円となり前事業年度末に比べ 62,113 千円増加しました。これは、1 年内返済予定の長期借入金が 67,478 千円、賞与引当金が 3,020 千円増加したものの、未払消費税等が 4,394 千円減少したことが主な要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は 213,880 千円となり前事業年度末に比べ 10,643 千円増加しました。これは、長期借入金が 10,567 千円増加したことが主な要因であります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は 82,302 千円となり前事業年度末に比べ 24,465 千円増加しました。これは、当事業年度中に実施した新株発行により資本金が 27,500 千円、資本準備金が 27,500 千円増加したものの、当期純損失の計上により利益剰余金が 30,534 千円減少したことが主な要因であります。

（３）経営成績の分析

「第 3【事業の状況】 1【業績等の概要】（１）業績」に記載しております。

（４）キャッシュ・フローの分析

「第 3【事業の状況】 1【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

（５）運転資本

運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

（６）経営者の問題意識と今後の方針について

「第 3【事業の状況】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (名)
		建物	建物 附属設備	車両 運搬具	工具、器 具及び備 品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	事業所	2,715	1,442	—	499	20,599	25,256	59(15)
エンカクサテライト (山口県岩国市)	事業所	5,338	182	—	198	—	5,719	1(3)
ワークイズ (東京都大田区)	事業所	—	694	—	—	—	694	6(2)
テラコヤキッズ新宿 (東京都新宿区)	事業所	—	204	—	—	—	204	4(4)
テラコヤキッズゆめ気球 (東京都大田区)	事業所	—	423	—	—	—	423	4(5)
テラコヤキッズ川崎 (神奈川県川崎市川崎区)	事業所	—	551	0	—	—	551	5(3)
テラコヤキッズ阿倍野 (大阪府大阪市阿倍野区)	事業所	—	218	0	—	—	218	5(3)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の建物は賃借しており、年間の賃借料（税別）は41,170千円であります。

3. 従業員数は期中平均就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

4. 当社は、障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,890,000	3,110,000	3,110,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,890,000	3,110,000	3,110,000	—	—

- (注) 1. 2024年10月10日開催の臨時株主総会決議により、2024年10月10日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は10,800,000株増加し、12,000,000株となっております。
2. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより発行済株式総数は2,700,000株増加し、3,000,000株となっております。
3. 2024年10月11日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、第三者割当による株式の発行の決議を行い、2024年10月28日に110,000株発行しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 (2024年2月21日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	15,175	15,175
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	151,750 (注) 1	151,750 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12 (注) 2	12 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年2月22日 至 2034年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12 (注) 3 資本組入額 6 (注) 3	発行価格 12 (注) 3 資本組入額 6 (注) 3

新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第2回新株予約権（2024年6月25日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数（個）	400	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,000（注）1、3	4,000（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	12（注）2、3	12（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年6月26日 至 2034年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 12（注）3 資本組入額 6（注）3	発行価格 12（注）3 資本組入額 6（注）3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年12月21日 (注) 1.	299,900	300,000	—	10,000	—	—
2024年10月11日 (注) 2.	2,700,000	3,000,000	—	10,000	—	—
2024年10月28日 (注) 3.	110,000	3,110,000	27,500	37,500	27,500	27,500

(注) 1. 株式分割

2023年12月13日開催の取締役会決議により、2023年12月21日付で普通株式1株を3,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は299,900株増加し、300,000株となっております。

2. 株式分割

2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより発行済株式総数は2,700,000株増加し、3,000,000株となっております。

3. 有償第三者割当

2024年10月11日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会決議により、有償第三者割当を実施しております。これにより発行済株式総数は110,000株増加し、3,110,000株となっております。

割当先 ほくりくスタートアップコミュニティ投資事業有限責任組合

発行価格 55,000,000円

資本組入額 27,500,000円

(6) 【所有者別状況】

2025年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	2	4	—
所有株式数(単元)	—	—	—	27,001	—	—	4,099	31,100	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	86.82	—	—	13.18	100	—

(注) 2024年9月25日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TK	東京都中央区銀座1丁目12番4号 N&E BLD. 6F	2,700,000	86.82
小林鉄郎	神奈川県川崎市川崎区	249,900	8.04
ほくりくスタートアップコミュニティ 投資事業有限責任組合	石川県金沢市武蔵町1番16号	160,000	5.14
株式会社リハス	石川県金沢市広岡3丁目3番77号	100	0.00
計	—	3,110,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,110,000	31,100	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,110,000	—	—
総株主の議決権	—	31,100	—

- (注) 1. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割を行っており、完全議決権株式数（その他）及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ3,000,000株となっております。
2. 2024年9月25日付で定款変更を行い、100株を1単位とする単元株制度を導入しております。
3. 2024年10月11日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、第三者割当による株式の発行の決議を行い、2024年10月28日に110,000株発行しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2024年2月21日臨時株主総会決議）

決議年月日	2024年2月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3名 当社従業員 79名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権（2024年6月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	2024年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	14 期	15 期	16 期
決算年月	2023 年 6 月	2024 年 6 月	2025 年 6 月
最高（円）	—	—	500
最低（円）	—	—	500

(注) 1. 当社株式は、2025 年 2 月 13 日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025 年 1 月	2025 年 2 月	2025 年 3 月	2025 年 4 月	2025 年 5 月	2025 年 6 月
最高（円）	—	500	—	—	—	—
最低（円）	—	500	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 2025 年 3 月から 2025 年 6 月までにおいては売買実績がありません。

5【役員の状況】

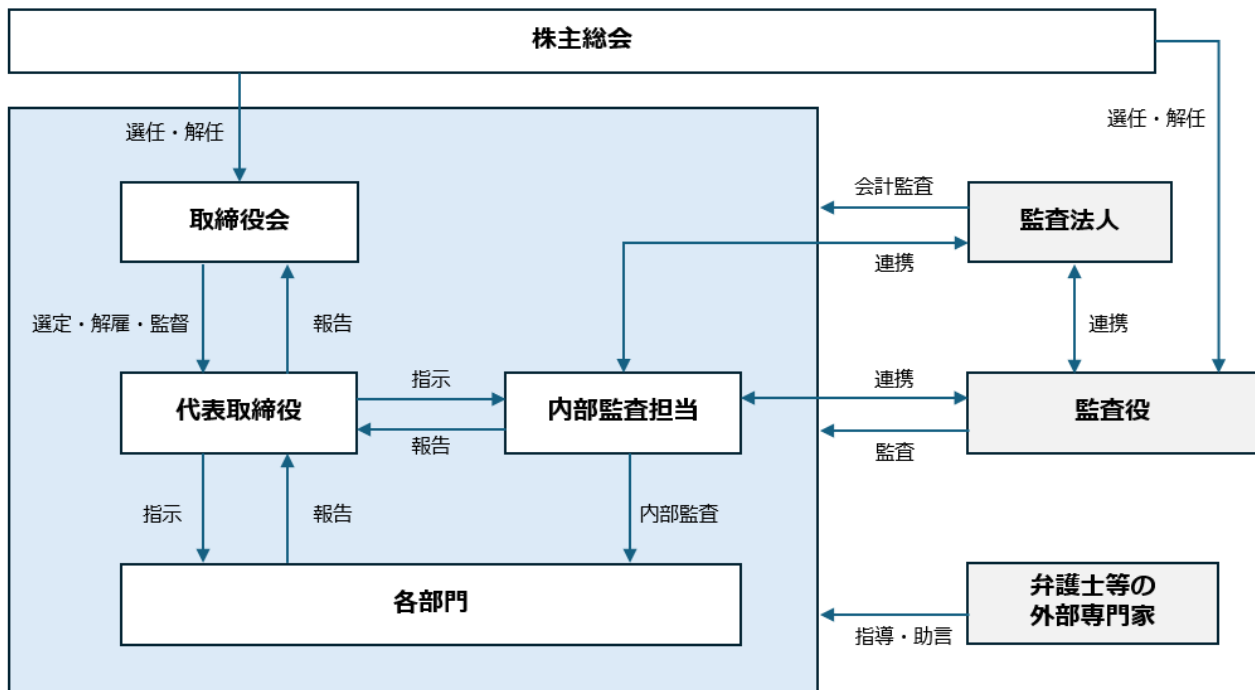
男性4名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	—	小林 鉄郎	1985年2月13日生	2007年4月 2009年8月 2021年6月	株式会社ジェイブレイン入社 当社設立 取締役 当社 代表取締役 (現任)	(注) 1	(注) 5	2,949,900 (注) 3
取締役	—	関根 市郎	1954年1月15日生	1976年4月 2009年6月 2012年6月 2015年12月 2018年6月 2019年4月 2023年10月 2025年10月	足立信用金庫 (現 足立成和信用金庫) 入庫 同社 常勤理事 株式会社ビジネスパートナーズ 代表取締役 LMNホールディングス株式会社 (現 タメニー株式会社) 取締役 株式会社メイション (現 タメニー株式会社) 監査役 当社入社 当社常務取締役 当社取締役 (現任)	(注) 1	(注) 5	—
取締役	管理 部長	谷口 真市	1984年6月5日生	2008年4月 2009年1月 2015年1月 2016年4月 2021年10月	株式会社クイック入社 株式会社EST corporation入社 同社取締役 当社入社 当社取締役 管理部長 (現任)	(注) 1	(注) 5	—
監査役 (注) 4	—	鎌田 智	1962年12月20日生	1985年4月 1993年4月 2005年4月 2007年4月 2011年2月 2014年11月 2023年10月	陸上自衛隊入隊 藤林法律事務所入社 グッドウィル・グループ株式会社入社 鎌田法律事務所設立 オープンテクノロジー株式会社監査役 (現任) 株式会社デザインワン・ジャパン監査役 (現任) 当社監査役 (現任)	(注) 2	(注) 5	—
計								2,949,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2028年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 代表取締役小林鉄郎の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社TKが所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
4. 鎌田智は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 2025年6月期における役員報酬の総額は39,900千円を支給しております。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、HRSセールス部長 米田尚泰、HRSサービス部長 仲木威雄、テクノロジー部長 松山皓紀で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、オリエント監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年6月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、吉田岳仙氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役 小林鉄郎）は、全取締役3名及び監査役1名、執行役員3名、内部監査担当者1名の計8名で構成され、主にコンプライアンス及びリスク管理に係る方針、施策の策定や管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。3か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、事業部門を監査しております。管理管掌部門（管理部・テクノロジー部）の監査は、事業部門が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実行性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役鎌田智氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	32,880	32,880	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	1,200	1,200	—	—	1

⑨ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、当社社外監査役との間において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の財務諸表について、オリエント監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 6 月 30 日)	当事業年度 (2025 年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	206,919	273,210
売掛金	90,502	99,240
前払費用	12,599	12,218
未収還付法人税等	454	1,607
その他	51	775
貸倒引当金	△543	—
流動資産合計	309,985	387,052
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,695	8,054
建物附属設備（純額）	4,573	3,718
車両運搬具（純額）	240	0
工具、器具及び備品（純額）	1,006	697
有形固定資産合計	※ 1 14,516	※ 1 12,470
無形固定資産		
ソフトウェア	16,975	20,599
ソフトウェア仮勘定	—	2,801
無形固定資産合計	16,975	23,401
投資その他の資産		
長期前払費用	804	490
敷金	16,221	15,368
差入保証金	2,224	2,255
繰延税金資産	11,714	28,628
投資その他の資産合計	30,965	46,742
固定資産合計	62,456	82,613
資産合計	372,442	469,665

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 6 月 30 日)	当事業年度 (2025 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	37,354	104,832
未払金	1,850	1,625
未払費用	28,290	26,568
賞与引当金	22,941	25,962
未払法人税等	250	907
未払消費税等	11,840	7,445
前受金	2,115	1,188
返金負債	1,365	1,146
その他	5,359	3,806
流動負債合計	111,368	173,482
固定負債		
長期借入金	194,495	205,062
資産除去債務	8,741	8,818
固定負債合計	203,236	213,880
負債合計	314,605	387,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	37,500
資本剰余金		
資本準備金	—	27,500
資本剰余金合計	—	27,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	47,837	17,302
利益剰余金合計	47,837	17,302
株主資本合計	57,837	82,302
純資産合計	57,837	82,302
負債純資産合計	372,442	469,665

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
売上高	723, 224	748, 759
売上原価	234, 094	266, 244
売上総利益	489, 129	482, 515
販売費及び一般管理費	※ 1 482, 496	※ 1 533, 398
営業利益又は営業損失 (△)	6, 632	△50, 883
営業外収益		
助成金・補助金収入	7, 224	4, 838
その他	416	4, 078
営業外収益合計	7, 641	8, 917
営業外費用		
支払利息	1, 770	4, 323
営業外費用合計	1, 770	4, 323
経常利益又は経常損失 (△)	12, 502	△46, 289
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	12, 502	△46, 289
法人税、住民税及び事業税	3, 717	1, 157
法人税等調整額	△198	△16, 913
法人税等合計	3, 518	△15, 755
当期純利益又は当期純損失 (△)	8, 984	△30, 534

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	—	—	38,852	38,852	48,852	48,852
当期変動額							
当期純利益				8,984	8,984	8,984	8,984
当期変動額合計	—	—	—	8,984	8,984	8,984	8,984
当期末残高	10,000	—	—	47,837	47,837	57,837	57,837

当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	—	—	47,837	47,837	57,837	57,837
当期変動額							
新株発行	27,500	27,500	27,500			55,000	55,000
当期純損失（△）				△30,534	△30,534	△30,534	△30,534
当期変動額合計	27,500	27,500	27,500	△30,534	△30,534	24,465	24,465
当期末残高	37,500	27,500	27,500	17,302	17,302	82,302	82,302

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	12,502	△46,289
減価償却費	14,631	9,866
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	35	△543
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,680	3,020
利息費用 (資産除去債務に関する割引調整を含む)	75	76
受取利息	△2	△93
支払利息	1,770	4,323
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,866	△8,738
未払金の増減額 (△は減少)	△967	△225
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,605	△1,637
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,053	△4,394
その他 (△は減少)	1,254	△2,560
小計	21,455	△47,195
利息の受取額	2	93
利息の支払額	△1,674	△4,606
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△11,766	△1,653
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,016	△53,361
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△361	—
無形固定資産の取得による支出	—	△13,392
投資活動によるキャッシュ・フロー	△361	△13,392
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	70,000	155,000
長期借入金の返済による支出	△33,379	△76,955
株式の発行による収入	—	55,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,621	133,045
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	44,276	66,290
現金及び現金同等物の期首残高	162,643	206,919
現金及び現金同等物の期末残高	※ 206,919	※ 273,210

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2009 年 8 月以降に取得した建物（附属設備を除く）及び 2016 年 4 月 1 日以降取得した建物附属設備については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～24 年

工具、器具及び備品 6～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

<マッチングプラットフォームサービス>

マッチングプラットフォームサービスとして、人材紹介サービスと求人サイトである BAB ナビの運営を行っております。

人材紹介サービスでは、障害者求職者と企業とのマッチングを行っており、当社が紹介した障害者が企業に入社した時点で収益を認識しております。

BAB ナビでは、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

<定着プラットフォームサービス>

定着プラットフォームサービスとして、テレワーク型障害者雇用支援サービス、障害者定着支援サービス、障害者雇用コンサルティングサービス、障害者総合支援法に基づく福祉サービス（就労移行支援「ワークイズ」）を行っております。

テレワーク型障害者雇用支援サービスでは、障害者テレワークのための就労支援サービスを行っており、利用者にサービスを提供した時点で収益を認識しております。

障害者定着支援サービスでは、主として利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

障害者雇用コンサルティングサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当社から利用者に対するサービスを提供した時点で収益を認識しております。

就労移行支援「ワークイズ」では、利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

＜教育サービス＞

教育サービスでは児童福祉法に基づく障害福祉サービス（放課後等デイサービス「テラコヤキッズ」）を行っており、利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産の回収可能性）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	13,600千円	15,646千円

(損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
給料手当	135,105千円	175,544千円
法定福利費	31,608	38,655
地代家賃	25,799	25,809

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	59.5%	58.9%
一般管理費	40.5%	41.1%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	100	299,900	—	300,000
合計	100	299,900	—	300,000

(注) 1. 当社は、2023年12月21日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加299,900株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	300,000	2,810,000	—	3,110,000
合計	300,000	2,810,000	—	3,110,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,810,000株は、2024年10月11日の株式分割に伴う増加2,700,000株、2024年10月28日の第三者割当による新株の発行に伴う増加110,000株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	206,919千円	273,210千円
現金及び現金同等物	206,919	273,210

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払費用、未払金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (2024 年 6 月 30 日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	16,221	15,926	△295
(2) 差入保証金	2,224	2,174	△50
資産計	18,446	18,100	△345
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	231,849	233,091	1,242
負債計	231,849	233,091	1,242

当事業年度（2025年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	15,368	15,110	△257
(2) 差入保証金	2,255	2,204	△50
資産計	17,623	17,315	△307
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	309,894	312,553	2,659
負債計	309,894	312,553	2,659

(※1) 現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 敷金の「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務（簡便法）の未償却残高）が含まれております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	206,919	—	—	—
売掛金	90,502	—	—	—
合計	297,422	—	—	—

当事業年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	273,210	—	—	—
売掛金	99,240	—	—	—
合計	372,451	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	37,354	34,920	69,504	30,510	24,523	35,038

合計	37,354	34,920	69,504	30,510	24,523	35,038
----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

当事業年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	104,832	68,832	53,351	40,545	27,900	14,434
合計	104,832	68,832	53,351	40,545	27,900	14,434

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	15,926	—	15,926
差入保証金	—	2,174	—	2,174
資産計	—	18,100	—	18,100
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	233,091	—	233,091
負債計	—	233,091	—	233,091

当事業年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	15,110	—	15,110
差入保証金	—	2,204	—	2,204
資産計	—	17,315	—	17,315
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	312,553	—	312,553
負債計	—	312,553	—	312,553

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 敷金、差入保証金

敷金、差入保証金の時価は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務（簡便法）の未償却残高）を除き、その将来のキャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価のうち、変動金利の借入は金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 79名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 15,485株	普通株式 400株
付与日	2024年3月1日	2024年7月1日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2026年2月22日 至 2034年2月20日	自 2026年6月26日 至 2034年6月24日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2024年10月11日付で株式分割(1株につき10株の割合)を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。なお、当該株式分割により、第1回新株予約権の株数は、退職による失効分を除き151,750株、第2回新株予約権の株数は4,000株にそれぞれ調整されております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	154,850	4,000
失効	3,100	—
権利確定	—	—
未確定残	151,750	4,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2024年10月11日付で株式分割(1株につき10株の割合)を行っており、上記株数は分割後の株数で記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価額（円）	12	12
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(注) 2024年10月11日付で株式分割（1株につき10株の割合）を行っており、上記株価は分割後の価格で記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
②当事業年度において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	7,703千円	7,583千円
返金負債	458	384
敷金償却	1,576	1,909
資産除去債務	2,935	3,035
未払事業税	—	—
税務上の繰越欠損金	—	16,682
繰延税金資産小計	12,673	29,595
繰延税金資産合計	12,673	29,595
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△935	△771
未収事業税	△23	△196
繰延税金負債合計	△958	△967
繰延税金資産の純額	11,714	28,628

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025 年 6 月 30 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	16,682	16,682
評価性引当額 (※2)	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	16,682	16,682

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金につきましては、将来の課税所得の見込みにより全額回収可能と判断しているため、評価性引当額は認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	33.58%	—%
(調整)		
住民税均等割	4.01	—
中小法人等の軽減税率	△5.79	—
所得税額控除	△3.84	—
その他	0.19	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.14%	—%

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は2025年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.58%に、2026年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.42%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は478千円増加、法人税等調整額は478千円減少しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.136%~1.475%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
期首残高	8,665千円	8,741千円
時の経過による調整額	75	76
期末残高	8,741	8,818

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
マッチングプラットフォームサービス	306,891	282,223
定着プラットフォームサービス	302,290	337,128
教育サービス	114,042	129,408
顧客との契約から生じる収益	723,224	748,759
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	723,224	748,759

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債（前受金）の残高等

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	84,635	90,502
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	90,502	99,240
契約負債（前受金）（期首残高）	660	2,090
契約負債（前受金）（期末残高）	2,090	1,188

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を越える重要な取引がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当社は、障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当社は、障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
東京都国民健康保険団体連合会	81,676

当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
東京都国民健康保険団体連合会	93,926

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

（1）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	小林 鉄郎	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 10.0	債務 被保証	賃貸借契約に 対する債務被 保証(注1)	40,262	—	—
							銀行借入に 対する債務被 保証(注2)	100,519	—	—

(注1) 一部の事業所の賃借料について債務被保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

(注2) 債務被保証の取引金額は、借入金残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

（1）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	小林 鉄郎	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 8.04	債務 被保証	賃貸借契約に 対する債務被 保証(注1)	4,399	—	—

(注1) 一部の事業所の賃借料について債務被保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)		当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
1株当たり純資産額	19 円 28 銭	1株当たり純資産額	26 円 46 銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	2 円 99 銭	1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△9 円 93 銭

(注1) 当社は、2023 年 12 月 21 日付で普通株式 1 株につき 3,000 株の割合で株式分割し、2024 年 10 月 11 日付で普通株式 1 株につき 10 株に分割しております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、前事業年度は潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。また、当事業年度は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注3) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	8,984	△30,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	8,984	△30,534
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000,000	3,074,137
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類(新株予約権の株式数 15,485 株)。詳細は、「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 2 種類(新株予約権の個数 155,750 株)。詳細は、「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,695	—	—	8,695	2,813	641	8,054
建物附属設備	4,573	—	—	4,573	8,429	854	3,718
車両運搬具	240	—	—	240	1,919	240	0
工具、器具及び備品	1,006	—	—	1,006	2,484	308	697
有形固定資産計	14,516	—	—	14,516	15,646	2,046	12,470
無形固定資産							
ソフトウェア	16,975	10,591	—	27,566	53,039	6,966	20,599
ソフトウェア仮勘定	—	12,824	10,022	2,801	—	—	2,801
無形固定資産計	16,975	23,415	10,022	30,368	53,039	6,966	23,401
長期前払費用	804	172	486	490	—	—	490

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	37,354	104,832	1.5	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	194,495	205,062	1.5	2026年～2035年
合計	231,849	309,894	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	68,832	53,351	40,545	27,900

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	22,941	25,962	22,941	—	25,962
貸倒引当金	543	—	—	543	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	8,741	76	—	8,818

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	75
預金	
普通預金	205,126
定期預金	68,008
小計	273,135
合計	273,210

②売掛金

相手先	金額(千円)
東京都国民健康保険団体連合会	16,187
その他	83,053
合計	99,240

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
90,502	812,782	804,044	99,240	89.01	42.7

2 流動負債

① 未払費用

相手先	金額(千円)
日本年金機構	4,672
GMO TECH株式会社	3,987
東京労働局	2,129
その他	15,779
合計	26,568

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://dandi.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 9 月 30 日

株式会社D & I

取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 神戸 宏明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田 岳仙
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社D & I の2024年7月1日から2025年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社D & I の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上